

# 国立市農業委員会委員候補者推薦及び募集要領

## 1. 概要

平成27年9月に農業委員会等に関する法律の一部が改正されたことにより、農業委員会委員の選出方法が選挙制から市議会の同意を要件とする市長の任命制に改められたほか、農業委員会の組織体制や役割などが見直されました。これにより、農業委員会委員候補者については、市長が、農業者、農業者が組織する団体その他関係者に推薦を求めるとともに、一般的な募集により候補者を求め、委員を決定しなければならないことになりました。

つきましては、農業委員会委員候補者を次のとおり募集します。

## 2. 推薦及び募集の対象

農業委員会委員候補者

## 3. 推薦及び募集の期間

令和8年2月17日（火）から3月16日（月）まで

## 4. 推薦及び応募の資格

推薦を受け又は応募できるのは、次のいずれにも該当する方です。

- ① 任命日現在で満18歳以上の方
- ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者ではない方
- ③ 禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者ではない方
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有していない方
- ⑤ 現職の市議会議員に親族がいない方

## 5. 推薦又は応募の方法

該当する推薦書又は応募申込書に所要事項を記入し、記名押印又は署名のうえ提出してください。

- ① 提出方法 持参、メール、FAX又は郵送（当日消印有効）
- ② 提出先 国立市役所 3 階 南部地域まちづくり課 農業振興係
- ③ 持参受付時間 午前 9 時から午後 5 時まで
- ④ その他

個人による推薦には 3 名以上の推薦者が必要です。提出された推薦書及び応募申込書は返却しませんのでご了承ください。法律等の規定により推薦書及び応募申込書に記載された事項は、住所を除き、全て公表の対象となりますのでご承知願います。

## 6. 候補者の選考

農業委員会委員被推薦者等評価委員会の検討を経た後、市長が候補者を決定します。なお、必要に応じて面接を実施する場合があります。

## 7. 選考結果の通知

選考結果は、農業委員会委員候補者の決定後に本人宛に郵送通知します。

## 8. 個人情報の取扱い

推薦又は応募により取得した個人情報については、保護・管理に十分留意するとともに、候補者の選考以外の目的に使用することはありません。

## 9. 定数

農業委員会委員 10 人

## 10. 任期

農業委員会委員 任命の日（令和 8 年 7 月 20 日）から令和 11 年 7 月 19 日まで

## 1 1 . 職務

農地法等に基づく農業委員会の権限に属する事項（農地転用、農地の無断転用の防止・解消など）についての審議等のほか、農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消などの農地等の利用の最適化に関する事項についての審議等が主な職務となります。また、現地の確認や農地の利用状況調査（農地パトロール）も行っていただきます。定期的な会議は、毎月1回の開催です。その他必要に応じ、研修会等にも出席していただくななど、平日日中の活動が中心となります。

## 1 2 . 身分及び報酬額

地方自治法第203条の2に規定する非常勤特別職として、国立市非常勤特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例の規定に基づき報酬を支給します。

## 1 3 . 推薦及び応募の問い合わせ先

〒186-8501 国立市富士見台2-47-1

国立市役所3階 南部地域まちづくり課 農業振興係

電話 042(576)2111 (内線345・346)

FAX 042(576)0264

メール [sec\\_sangyoshinko@city.kunitachi.lg.jp](mailto:sec_sangyoshinko@city.kunitachi.lg.jp)

### 1 農業委員会とは

農業委員会等に関する法律に基づき各区市町村に設置された独立行政委員会

### 2 農業委員会業務とは

農業委員会等に関する法律第6条に規定する所掌事務を処理する。

第6条 農業委員会は、その区域内の次に掲げる事項を処理する。

- (1) 農地法その他の法令によりその権限に属させられた農地等の利用関係の調整に関する事項並びに農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成19年

法律第48号) 及び農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律 (平成25年法律第81号) によりその権限に属させられた事項

(2) 土地改良法 (昭和24年法律第195号) その他の法令によりその権限に属させられた農地等の交換分合及びこれに付随する事項

(3) 前二号に掲げるもののほか、法令によりその権限に属させられた事項

2 農業委員会は、前項各号に掲げる事項を処理するほか、その区域内の農地等の利用の最適化の推進 (農地等として利用すべき土地の農業上の利用の確保並びに農業経営の規模の拡大、耕作の事業に供される農地等の集団化、農業への新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進等による農地等の利用の効率化及び高度化の促進をいう。以下同じ。) に関する事項に関する事務を行う。

3 農業委員会は、その区域内の次に掲げる事項に関する事務を行うことができる。

(1) 法人化その他農業経営の合理化に関する事項

(2) 農業一般に関する調査及び情報の提供

4 前2項の規定は、第2項に規定する農地等の利用の最適化の推進に関する事項及び前項各号に掲げる事項に関する市町村長その他の市町村の執行機関の法令 (条例を含む。) の規定に基づく権限の行使を妨げない。

### 3 国立市農業委員会における主な業務

(1) 農業委員会総会…月1回農地法等に基づく転用届出を初めとする協議

(2) 現地調査…農地法に基づく転用申請等における現地調査 (事務局の依頼に基づき地区担当委員が随時)

(3) 農地パトロール…農地が適正に肥培管理されているかの現地調査 (市内を区割りし年1回実施)

(4) 生産緑地買取申出に伴う主たる農業従事者の故障事実等確認

(5) 関係農業団体 (東京都農業会議等) における研修及び会議出席

(6) 国立市農業まつり…例年11月土曜・日曜に開催

### 4 農業委員の報酬 (令和8年2月1日現在)

会長 月額 61,000円

委員 月額 46,000円

### 5 農業委員会事務局の設置

国立市農業委員会事務局

〒186-8501 国立市富士見台2-47-1 国立市役所3階